

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地			
名古屋医療秘書福祉&IT専門学校		昭和62年3月24日		村橋 一成		〒 451-0045 (住所) 愛知県名古屋西区名駅2丁目27-28 (電話) 052-561-1148			
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地			
学校法人三幸学園		昭和60年3月8日		鳥居 敏		〒 113-0033 (住所) 東京都文京区本郷三丁目23番16号 (電話) 03-3814-6151			
分野	認定課程名		認定学科名		専任士認定年度	高度専任士認定年度	職業実践専門課程認定年度		
教育・社会福祉	教育・社会福祉専門課程		介護福祉科		平成14(2002)年度	—	平成28(2016)年度		
学科の目的	「世の中の困難を希望に変える」をミッションとし、学校教育法に基づき、介護業界に従事しようとする者に必要な実践的かつ専門的な知識、技能を教授することによって、明日の介護業界を担う人材を養成することを目的とする。								
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	介護福祉士、介護報酬事務技能検定、中高老年期運動指導士、介護予防運動スペシャリスト、心理カウンセラー初級コース修了など取得可能								
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入	単位時間	単位時間	単位時間	単位時間	単位時間	単位時間	単位時間
			64 単位	43 単位	13 単位	14 単位	0 単位	0 単位	0 単位
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)	中退率				
60 人	44 人	4 人		9 %	0 %				
就職等の状況	■卒業者数(C)		27 人						
	■就職希望者数(D)		27 人						
	■就職者数(E)		27 人						
	■地元就職者数(F)		25 人						
	■就職率(E/D)		100 %						
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		93 %						
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		100 %						
	■進学者数		0 人						
	■その他								
	なし		(令和 5 年度卒業者に関する令和 6 年 5 月 1 日時点の情報)						
■主な就職先、業界等		(令和5年度卒業生) 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・社会福祉協議会・居宅サービス事業							
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載				無				
	評価団体: —		受審年月: —		評価結果を掲載したホームページURL —				
当該学科のホームページURL	<a href="https://www.sanko.ac.jp/nagoya-med/course/care/">https://www.sanko.ac.jp/nagoya-med/course/care/</a>								
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)								
	総授業時数					— 単位時間			
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数					— 単位時間			
	うち企業等と連携した演習の授業時数					— 単位時間			
	うち必修授業時数					— 単位時間			
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数					— 単位時間			
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数					— 単位時間			
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)					— 単位時間			
	(B: 単位数による算定)								
	総単位数					64 単位			
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数					14 単位				
うち企業等と連携した演習の単位数					10 単位				
うち必修単位数					62 単位				
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数					14 単位				
うち企業等と連携した必修の演習の単位数					10 単位				
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)					14 単位				
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)					1 人			
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)					1 人			
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)					0 人			
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)					0 人			
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)					1 人			
	計					3 人			
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数					3 人				

1. 「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

企業等との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、実践的かつ専門的な職業教育を実施することを目的として、教育課程編成委員会を設置する。委員会は次の各号に掲げる事項を審議し、授業科目の開設や授業方法の改善・工夫に生かす。

- (1)カリキュラムの企画・運営・評価に関する事項
- (2)各授業科目の内容・方法の充実及び改善に関する事項
- (3)教科書・教材の選定に関する事項
- (4)その他、教員としての資質・能力の育成に必要な研修に関する事項等

またより正確に業界における動向や求められる人材要件を把握するため、就職・実習先企業や業界団体、資格・検定団体等と関係性を深め、幅広く連携を図ることで、業界の求めるニーズを確実に捉え、本校のカリキュラムや授業内容に反映する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会での審議を通じて示された企業等の要請その他の情報・意思を十分に生かし、実践的かつ専門的な職業教育を実施するに相応しい教育課程の編成を協力して行うものとして位置づけている。

具体的には、審議を通じて示された教育課程編成に係る意見を基に、副校長および各校教務チームによって教育課程およびシラバスの改善素案が作成され、医療秘書分野専門委員会(別紙組織図:各専門委員会)にて提案される。

提案に基づき、医療秘書分野専門委員会にて審議の上、次年度の教育課程およびシラバスに改善内容が反映される。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
梅村 実	社会福祉法人めぐりす実の会 常務理事施設長	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日(2年)	③
岩井 宏之	社会福祉法人一期一会福祉会 キャリア開発部長	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日(2年)	①
河村 政彦	社会福祉法人西春日井福祉会 事務局総務課 課長	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日(2年)	②
岡田 裕哉	名古屋医療秘書福祉&IT専門学校 副校長	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日(2年)	—
桐畑 友香	名古屋医療秘書福祉&IT専門学校 教務課長	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日(2年)	—
神谷 結希乃	名古屋医療秘書福祉&IT専門学校 主任	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日(2年)	—
宇留間 巖憲	名古屋医療秘書福祉&IT専門学校 主任	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日(2年)	—
清水 里恵	名古屋医療秘書福祉&IT専門学校 介護福祉科教務主任	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日(2年)	—
井手野 日南	名古屋医療秘書福祉&IT専門学校 介護福祉科教員	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(7月、12月)

(開催日時(実績))

第1回 令和5年12月5日(木) 16:00~17:00

第2回 令和6年7月4日(金) 13:30~14:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

①身寄りのない方を受け入れる際の問題点と対策について

実習生の受け持ち利用者様にも身寄りのない認知症の方のケースがあった。事例としては多くはないが、今後も身寄りのない利用者様が減ることはない。実習生にも必要に応じて情報提供を行い、職員との連携を密にしていくよう指導していく。

②姿勢保持及び褥瘡予防について

施設では委員会を設置し予防に取り組んでいたり、新入職員にはOJT指導者が指導にあたっていたりしている。予防については体を動かしていただくことを基本としているため、食事の際には車椅子を降りていただき体を支える、足を使っていたく等行っている。実習生にもそういったポジショニングを見学する機会を設定していく。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

実践的な指導を施すにあたり、介護福祉分野における実績や、実践的かつ専門的な知識・技術およびその指導能力を有する指導者が得られる介護施設・事業所等を選定し、実践計画の作成から連携を図る。介護福祉分野の求める人材要件に沿った計画、および評価基準・方法を設定し、介護施設・事業所等からのフィードバックに基づいた成績評価を行うことを基本方針とする。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

\* 授業内容について

1年生は前期3週間、後期3週間、2年生は前期6週間程度、連携先の介護施設・事業所で実習を実施し、介護福祉業界に必要な介護・福祉の理念を基に具体的な介護が提供できる実践力を習得する。

\* 評価について

連携企業による項目別の評価をもとに最終評価に反映させ、成績認定を行うものとする。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
介護実習ⅠA	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的能力を習得する学習とする。本人の望む生活の実現に向けて、他職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う学習とする。	サンサンリゾート新栄、介護老人保健施設かなやま通所リハビリテーション、カリヨンの郷デイサービス、デイサービスセンター極楽苑、よつ葉作業所 35施設
介護実習ⅡA	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的能力を習得する学習とする。本人の望む生活の実現に向けて、他職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う学習とする。	特別養護老人ホームオーネスト神穂、まこと老人保健施設、特別養護老人ホームカリヨンの郷、特別養護老人ホームペガサス春日、特別養護老人ホーム平安の里 35施設
介護実習ⅡB	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	人間の成長と発達過程における、身体的・心理的・社会的変化及び老化が生活に及ぼす影響を理解し、ライフサイクルの特徴に応じた生活を支援するために必要な基礎的な知識を習得する。	特別養護老人ホームオーネスト神穂、まこと老人保健施設、特別養護老人ホームカリヨンの郷、特別養護老人ホームペガサス春日、特別養護老人ホーム平安の里 35施設
介護実習ⅠB	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	「喀痰吸引」「経管栄養」「救急蘇生」の演習において、シュミレーターを使用してケア実施の流れと留意点を学び、安全に行うための技術を習得する。	グループホーム水草、ニチイのほほえみ春田、ニチイのほほえみ中村公園、小規模多機能型居宅介護ちくさ、小規模多機能型居宅じょうさい 35施設
介護実習ⅡC	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	① 障がい特性や利用者のニーズに応じた介護計画の考察・評価をする ② 自立支援に向けた多職種協働と地域連携の意義と役割を学ぶ ③ 専門性のあり方を理解するとともに、学んできた技術・知識を活用し、チームの一員としての視点と介護を遂行する能力を養う ④ 現任準備実習として、変則勤務の役割を理解し、その実際を学ぶ ⑤ 自己に求められる課題に取り組むことにより、自身の介護観を深める	介護老人保健施設あおみ、介護老人保健施設かなやま、特別養護老人ホーム黒石荘、特別養護老人ホーム鳩の丘、中京病院附属介護老人保健施設 35施設

### 3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

#### (1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

実践的かつ専門的な職業教育を実施し、明日の医療業界を担う人材を養成するためには、教員一人ひとりが常に業界ならびに実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけようという向上心がなければならない。そのために、「研修等に係る諸規程」に基づき、計画的に以下の研修を実施している。

- ・企業等から講師を招いた実践的かつ専門的な知識・技術・技能を修得するための研修
- ・企業等から講師を招いた指導力の修得・向上のための研修

#### (1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

実践的かつ専門的な職業教育を実施し、明日の医療業界を担う人材を養成するためには、教員一人ひとりが常に業界ならびに実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけようという向上心がなければならない。そのために、「研修等に係る諸規程」に基づき、計画的に以下の研修を実施している。

- ・企業等から講師を招いた実践的かつ専門的な知識・技術・技能を修得するための研修
- ・企業等から講師を招いた指導力の修得・向上のための研修

#### (2)研修等の実績

##### ①専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 医療・福祉現場が学校に期待すること

連携企業等: 医療法人徳洲会 葉山ハートセンター

期間: 令和5年8月22日(火)

対象: 担任・職員 20名

内容 未来の医療業界に従事する人材として、学生に期待することおよび学生を育成していく教員に期待することについて学ぶ。変革の時代に対応できる人材を育てるヒントを得る。

##### ②指導力の修得・向上のための研修等

研修名: コミュニケーション技法のあれこれ

連携企業等: 合同会社aile

期間: 令和5年9月28日(木)

対象: 全教職員

内容 多様化する学生に対して適切なコミュニケーションを取り成長を促すためのポイントについて学ぶ。具体的な「褒める」技法やコミュニケーション技法について学び、今後の教育に活かしていく。

#### (3)研修等の計画

##### ①専攻分野における実務に関する研修等

研修名: 医療・福祉現場が学校に期待すること

連携企業等: 株式会社なの花中部

期間: 令和6年10月29日(火)

対象: 教職員22名

内容 ①医療現場で求めている人材像について ②活躍できる人材になるために必要な能力について ③学生の間で経験しておいた方がいいこと、身に付けておいてほしいこと

##### ②指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 現代の学生の特徴を捉えた指導のあり方

連携企業等: 株式会社アビリティトレーニング

期間: 令和7年3月27日(木)

対象: 教職員80名

内容 現代の学生の特徴を理解し、これからの時代何を伝えるかを知り、教職員のあり方を考える

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校関係者として、関連分野の業界関係者及び卒業生、地域に根差した関連企業と共に、学校関係者評価委員会を設置して、教育目標や教育について評価し、その評価結果を次年度の教育活動および学校運営の改善の参考とする。学校関係者評価は、「専修学校における学校評価のガイドライン」の評価項目を使用して実施した自己点検・自己評価の結果を基に「実施することを基本方針とする。また評価結果は学校のホームページで公表し、委員会で得られた意見についてはすみやかに集約し、各業務担当者にフィードバックすることで、学校運営の改善に生かすものとする。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	(1) 教育理念・目標
(2) 学校運営	(2) 学校運営
(3) 教育活動	(3) 教育活動
(4) 学修成果	(4) 学修成果
(5) 学生支援	(5) 学生支援
(6) 教育環境	(6) 教育環境
(7) 学生の受入れ募集	(7) 学生の受入れ募集
(8) 財務	(8) 財務
(9) 法令等の遵守	(9) 法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	(10) 社会貢献・地域貢献
(11) 国際交流	(11) 国際交流

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

委員会にていただいた以下の意見について対応を行っている。  
項目ごとに話し合われた評価をまとめ、改善点について「短期・中期・長期」の視点より分類し、短期目標についての改善点について検討した上で、検討内容について次回学校関係者評価委員会へ提出することとする。また、挙げられた意見や評価については、学校運営の改善に活かすために教職員間で共有・改善策の立案と施行に励んでいる。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和6年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
舟橋 広治	JA愛知厚生連 安城更生病院 介護老人保健施設あおみ	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	業界関係者
奥村 幸紀	医療法人医仁会 さくら総合病院	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	業界関係者
原田 万貴	名古屋大学医学部附属病院	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・) 広報誌等の刊行物 ・ その他( ) )

URL: <https://www.sanko.ac.jp/nagoya-med/disclosure/kankeisya.pdf>

公表時期: 令和6年6月27日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に則って情報提供を行うことを基本方針とし、以下の姿を目指す。

1. 学校の指導方針や課題への対応方法等に関し、教職員・生徒間、学校・家庭間の共通理解が深まり、教育活動の活性化や学校運営の円滑化につなげること。
2. 入学希望者やその保護者に対し、進路選択に当たっての有用な情報を提供するとともに、一人ひとりの能力・適性にあった望ましい進路の実現に資すること。
3. キャリア教育・職業教育をはじめとした教育活動の状況等について、業界関係者に情報提供することで、相互の対話が促され、実習・就職指導等企業等との連携による活動の充実や、業界等のニーズを踏まえた教育内容・方法の改善につなげること。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校の概要、目標および計画
(2) 各学科等の教育	学科概要、カリキュラム、シラバス、客観的な指標の算出方法、卒業要件、目指すべき人材像、取得可能資格、就職実績
(3) 教職員	教員数、組織、専門性
(4) キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育への取り組み、実習実技への取り組み
(5) 様々な教育活動・教育環境	学校行事
(6) 学生の生活支援	生活上の諸問題への対応
(7) 学生納付金・修学支援	学生納付金、就学支援
(8) 学校の財務	学校の財務
(9) 学校評価	自己評価・学校関係者評価結果
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ・) 広報誌等の刊行物 ・ その他( )

URL: <https://www.sanko.ac.jp/nagoya-med/disclosure/schoolinfo.pdf>

公表時期: 令和6年5月20日

授業科目等の概要

#REF!	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
1	○			人間の尊厳と自立	人間の理解を基礎として、人間としての尊厳の保持と自立した生活を支える必要性について理解し、介護場面における倫理的課題について対応するための基礎を身につける。	1年・前期	30	1	○			○			○		
2	○			人間関係とコミュニケーションⅠ	介護実践のために必要な人間の理解や他者への情報伝達のための、基礎的コミュニケーション能力を養う。 具体的な利用者・家族、並びに介護チームの多職種間のコミュニケーション技法について学び、習得する。	1年・前期	30	1	○			○				○	
3	○			未来デザインプログラム	三幸学園の教育理念である「技能と心の調和」を体現する為の授業として、7つの習慣を体系的に学ぶことで、社会人／職業人としてあるべき人格を高め、主体性を発揮して物事にチャレンジできる人材に成長する。	1年・通年	30	1	○			○		○			
4		○		総合福祉Ⅰ	介護実践に必要な知識という観点から、介護保険制度について基礎的な知識を身につける。 介護保険制度の給付管理業務を理解する。	1年・後期	30	1	○			○				○	
5		○		スポーツ福祉Ⅰ	中高老年期に向かう人々の健康増進を目的とした運動指導の理論と実技の習得を目指す。	1年・後期	30	1		○		○				○	
6		○		福祉カウンセリングⅠ	社会を見つめる感性や現代を生きる人間としての生き方について考える力を養う。	1年・後期	30	1	○			○				○	
7		○		国際理解Ⅰ	介護の基本、応用、文化活動への参加から対象者を理解し、国家資格介護福祉士について理解することで日本の介護を国際的な視点から国内外に向けて発信できるようになる。 日本のきめ細かな介護福祉に適應できる語彙、立ち居振る舞い、知識を学ぶ。 行事を通して日本の四季、文化に触れ、国際社会の中での日本の現状について知識を深める。	1年・後期	30	1	○			○				○	
8	○			介護の基本Ⅰ	尊厳の保持や自立支援という介護福祉の基本理念を理解し、介護福祉の専門職としての能力と態度を習得する。	1年・通年	120	4	○			○		○			

9	○		コミュニケーション技術Ⅰ	対象者との支援関係の構築やチームケアを実践するためのコミュニケーションの意義や技法を学び、介護実践に必要なコミュニケーション能力を養う学習とする。	1年・前期	30	1	○			○	○							
10	○		生活支援技術Ⅰ	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する。	1年・通年	180	6		○		○			○	○				
11	○		介護過程Ⅰ	本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する。	1年・通年	90	3	○			○		○						
12	○		介護総合演習Ⅰ	介護実践に必要な知識と技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う。	1年・通年	60	2	○			○		○						
13	○		介護実習ⅠA	地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的な能力を習得する。本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う。	1年・前期	30	1				○		○	○				○	
14	○		介護実習ⅡA	地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的な能力を習得する。本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う。	1年・前期	70	2				○		○	○				○	
15	○		介護実習ⅡB	地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的な能力を習得する。本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う。	1年・後期	120	4				○		○	○				○	
16	○		こころとからだのしくみⅠ	介護を必要とする人の生活支援を行うため、介護実践の根拠となる人間の心理、人体の構造や機能を理解する。	1年・前期	60	2	○					○		○				
17	○		こころとからだのしくみⅡ	介護サービスを提供する際に必要な観察力、判断力の根拠となる人間の心理、人体の構造や機能を理解する。	1年・後期	60	2	○					○		○				
18	○		認知症の理解	認知症の人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、認知症の人を中心に据え、本人や家族、地域の力を活かした認知症ケアについて理解するための基礎的な知識を習得する。	1年・通年	60	2	○					○					○	
19	○		医療的ケアⅠ	医療職との連携のもとで、医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を習得する。	1年・後期	15	1	○					○						○

20	○		人間関係とコミュニケーションⅡ	介護の質を高めるために必要な、チームマネジメントの基礎的な知識を理解し、チームで働くための能力を養う学習とする。ヒューマンサービスとしての介護サービスの特徴を踏まえ、組織とその構造、チーム運営の基本や人材育成の管理法の基礎を学ぶ。	2年・後期	30	1	○			○	○							
21	○		社会の理解	対象者の生活を地域の中で支えていく観点から、社会保障制度の理解、生活と社会の関係性、地域共生社会の基礎的な知識を習得する。	2年・通年	60	2	○			○		○						
22		○	総合福祉Ⅱ	利用者とその家族の潜在的なニーズをくみ取るために、医療・福祉・建築について総合的な知識とともに、居住環境や生活環境の整備に必要な知識を学ぶ。	2年・前期	30	1	○			○		○						
23		○	スポーツ福祉Ⅱ	高齢者、障害者等に対する介護予防、要介護者への重症化予防に資する運動の指導ができる。	2年・前期	30	1		○		○							○	
24		○	福祉カウンセリングⅡ	社会的認知など社会心理学の基礎を学び、かつコミュニケーションスキルを習得する演習を行うことにより、利用者や家族、チームに対するコミュニケーションスキルの向上につなげる。回想法を学び、利用者の精神安定を図るツールとし、対象者のニーズや目的に応じた具体的な実践方法が分かる。さらに、対人援助としてのカウンセリングスキルとして、回想法を活用することができる。	2年・前期	30	1	○				○							○
25		○	国際理解Ⅱ	介護の基本、応用、文化活動への参加から対象者を理解し、国家資格介護福祉士について理解することで日本の介護を国際的な視点から国内外に向けて発信できるようになる。日本の国家資格ライセンスについて理解し、介護福祉に適應できる語彙、知識を深める。国際社会の福祉の現状を理解し、その支援に必要な基礎的な知識を学ぶ。	2年・前期	30	1	○				○							○
26	○		介護の基本Ⅱ	地域を基盤とした生活の継続性を支援するためのしくみを理解し、介護実践に必要な観察力・判断力及び思考力を習得する。	2年・通年	60	2	○				○							○
27	○		コミュニケーション技術Ⅱ	情報を適切にまとめ、発信するために介護実践における情報の共有化の意義を理解し、その具体的な方法や情報の管理について理解する。	2年・後期	30	1	○				○							○
28	○		生活支援技術Ⅱ	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する。	2年・通年	120	4		○			○							○
29	○		介護過程Ⅱ	本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する。	2年・通年	60	2	○				○							○

30	○		介護総合演習Ⅱ	介護実践に必要な知識と技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う。	2年・通年	60	2	○		○	○			
31	○		介護実習ⅡC	地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的能力を習得する学習とする。本人の望む生活の実現に向けて、他職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う学習とする。	2年・前期	160	5			○	○	○		○
32	○		介護実習ⅠB	地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的能力を習得する学習とする。本人の望む生活の実現に向けて、他職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う学習とする。	2年・前期	70	2			○	○	○	○	○
33	○		発達と老化の理解	人間の成長と発達の過程における、身体的・心理的・社会的変化及び老化が生活に及ぼす影響を理解し、ライフサイクルの特徴に応じた生活を支援するために必要な基礎的な知識を習得する。	2年・通年	60	2	○		○				○
34	○		障害の理解	障害のある人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、障害のある人の地域での生活を理解し、本人のみならず家族や地域を含めた周辺環境への支援を理解するための基礎的な知識を身につける。	2年・通年	60	2	○		○				○
35	○		医療的ケアⅡ	医療職との連携のもとで、医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を習得する。	2年・通年	48	3	○		○				○
36	○		医療的ケアⅢ	「喀痰吸引」「経管栄養」「救急蘇生」の演習において、シュミレーターを使用してケア実施の流れと留意点を学び、安全に行うための技術を習得する。	2年・後期	15	1			○	○			○
合計						36	科目	70 単位 (単位時間)						

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：	本校に修業年限以上在学し、所定の単位を修得し校長に卒業を認められた者に卒業の認定を行う。所定の単位は、卒業要件として以下のとおりとする。 (1)卒業要件単位数は、31単位に当該学科の修業年限相当数を乗じた単位数以上とする。 (2)卒業に必要な要件については、科目配当表記載の通りとする。	1 学年の学期区分	2 期
履修方法：	原則として教育課程に定められている順序で履修する。	1 学期の授業期間	15 週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3 (3) の要件に該当する授業科目について○を付すこと。